資料４

【設置単位（エリア）】

学校運営協議会を設置する単位として、適切なものはどのようなものか。

なお、令和７年５月に京田辺市教育委員会は「京田辺市立学校の良好な教育環境の確保に向けた基本方針」を示し、当面は統廃合を行わず、学校選択制度で対応し、また、各学校において特色ある取組を進めることとしている。

そして、京田辺市には小中一貫校はない。

（コミュニティ・スクール設置形態）

形態	内容	特徴
単学校型	１つの学校に対して１つの学校運営協議会を設置するもので、最も一般的なもの	地域と深く密着した熟議や教育活動を進めやすい。
一貫校型	小中学校での教育を一貫して施す場合に、１つの中学校とその校区内の小学校をグループとして、１つの学校運営協議会を設置するもの ※中高一環校型もあるが、本市には市立高校はない。	義務教育の９年間を見据えて、小学校と中学校の接続を円滑にし、一貫性のある教育目標を立て、活動もそれに準じたものとなる。広域となり、合意形成が難しく、別に各校で任意の会議を行う場合がある。
連携型	相互に密接な連携を図る必要があり、所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合に、一定の校区内の学校をグループとして、１つの学校運営協議会を設置するもの	特定の目的、対象を想定した特色を生かした教育活動を行いやすい形で運営できる。

【地域コーディネーター】

コミュニティ・スクールを円滑に進めるには、地域コーディネーターが必要不可欠であるとされるが、どのような役割を担い、どのような者がなるべきか。京田辺市にとって、人選において気を付けるべきこと、学校での取組を有用で持続可能なものとしていくためには、どのような制度とすべきか。

○現状

本市の全小中学校において、学校と地域との取組は既に行われている。

しかし、それらの活動は、大部分が特定の個人に依存し、結果として持続可能な体制とはなっていない。また、各活動同士の横の連携も十分ではない。そして、学校主導のものが多く、負担は大きなものがある。

○地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

学校と地域との取組は、地域の資源をより一層活用し、子どもたちの学びを充実したものにするとともに、持続可能なものにしていく必要がある。そのため、学校や地域等をつなぐ者として、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が制度化された。承認を得た学校方針に基づく地域学校協働活動の具体化に向けて、中心的存在となるよう期待されている。

例示（国の手引きなどから）

（役割）

・学校と地域（地域住民、団体、企業、各機関）の連絡調整、情報の共有
・地域学校協働活動の企画及び運営
・地域住民への参加の呼びかけ

（資質・能力）

・学校と地域の取組に関心と理解がある方
・学校の実情や教育方針へ理解がある方
・連携するコミュニケーション力のある方

（人選候補）

・学校や地域で既にボランティアとして活動している人
・ＰＴＡ活動経験者
・退職した校長や教職員
・自治会等の地域関係団体の関係者

（地域コーディネーターの制度に必要なもの）

・活動に対する有償化
・地域コーディネーターというものの存在が地域に知られること
・活動のためのマニュアルの策定や研修
・複数での配置
・地域コーディネーター間の連絡調整を行う統括的なコーディネーターを配置

【教育委員会の役割】

コミュニティ・スクールの活動は、各学校で進められることが基本となるが、有用で持続可能な制度とするためには、全てを学校に任せるのではなく、京田辺市教育委員会として各学校や関係者に対して支援等を行っていく必要がある。京田辺市においては、導入段階や運営段階ではどのようなことを行うべきか。

例示（国の手引きなどから）

○導入段階

学校運営協議会の導入に向けて、方針を定めるとともに、学校、関係者の理解を得ながら導入環境を整える役割がある。

・コミュニティ・スクール導入方針の策定
・学校運営協議会の規則の作成
・教職員への研修
・委員の配置、研修
・コーディネーターの配置、研修
・市民への周知

○運営段階

学校運営協議会が形骸化しないよう、サポートする必要がある。

・教職員への研修
・コーディネーター研修
・市民への周知
・コミュニティ・スクールの制度の検証
・活動予算の確保

【学校運営協議会と学校評議員との関係】

現在、京田辺市立小中学校には、学校評議員を設置しているが、学校運営協議会を新たに設置する場合の取り扱いについて、どうするべきか。

○学校評議員の状況について

設置趣旨　地域や社会に開かれた学校づくりの推進を図るため

内　　容　小中学校に設置し、学校ごとに５人以内で、校区に在住又は勤務しており、教育に関する理解や識見を有する者を委嘱している。

学校、家庭、地域の連携・協力を推進する立場であり、校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べる。会議は年１回以上としており、無報酬である。

（令和８年度の設置状況）

小学校	人数	中学校	人数
大住小学校	４人	田辺中学校	４人
田辺小学校	３人	大住中学校	５人
草内小学校	４人	培良中学校	１人
三山木小学校	５人		
普賢寺小学校	－		
田辺東小学校	３人		
松井ケ丘小学校	３人		
薪小学校	４人		
桃園小学校	３人		

○文部科学省：中央教育審議会の平成２７年１２月の答申での記述

平成２４年３月時点で公立学校の８０．２％に学校評議員が設置されていた。しかし、国の平成２５年度調査では半数以上の校長から形骸化が指摘され、「会合開催数が少なく、学校評議員が学校の実態を十分に把握しておらず、議論が活発化しない。」、「組織的ではなく、個人的な動きになりやすい。」、「助言はもらえるものの、課題解決のアクションを起こすのが学校だけではオーバーワークで機能しない」といった意見があった。

そして、平成２７年度調査では、２，２７１校の小中学校に学校運営協議会が設置され、それに伴い、導入校の約７７％が学校評議員等を廃止又は停止した。また、学校評議員の大部分（約８８％）は、学校運営協議会委員へ移行した。

これらは、学校運営協議会の方がより積極的に関与できる点、持続可能な仕組みとして発展・充実させるメリットが大きいとしている。国は移行を積極的に促すとともに、各学校の事情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要であると提言されている。

【学校運営協議会の構成や要件】

学校運営協議会の構成員は、その制度の経過から、単に第三者的な立場から学校運営を批評するような者ではなく、学校運営に一定の理解を有した上で、運営改善に資するような意見を述べ、責任感を持って参画することが求められるとされる。

京田辺市では、どのような者を構成員とするのがよいか、また、各構成員の役割、や留意点はどのようなことか。

例示（国の手引きなどから）

○学校運営協議会委員

身分は、非常勤特別職地方公務員となり、報酬や費用弁償が発生する。

○構成

・保護者
・地域住民
・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）
・設置校の校長
・学識経験者
・関係行政機関の職員

○留意点

・政治的、宗教的偏りがないこと。
・営利行為に利用しないこと。

※特に議論となる点

・委員の構成とその区分（保護者、地域等）に求められる役割について
・人数の目安について
・任期について
・委員の選出の工夫について（多忙な者ばかりの中で、いかにして参画してもらうか）
・委員の重複（小・中で複数の学校運営協議会委員となる可能性）について

【協議・情報提供】

学校運営協議会は、校長が示す学校のビジョンや運営方針について協議することとなっているが、協議事項について確認するとともに、どのような時期にどのようなことを行うとよいと思うか。また、協議を進めるにあたり、校長の役割が重要となるが、コミュニティ・スクールにおいて求められる役割はどのようなものか。

そして、協議した内容を広く知ってもらう必要があるが、情報提供にはどのようなことがいるか。

例示（国の手引きなどから）

○協議事項

・学校運営方針の承認
・学校運営への意見
・教職員の任用について意見
・学校評価

○校長の役割

学校運営の責任者としての立場にある校長は、自校の運営の現状や課題等に照らして、運営方針を定める。学校運営協議会では、校長は方針を説明し承認を得るなどの役割があると考えられるが、求められる役割とはどのようなものか。

○情報提供

会議の結果については、積極的に情報提供する必要があるが、どのような方法で周知するのがよいか。